

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
36	低所得者支援及び定額減税補足給付金に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、低所得者支援及び定額減税補足給付金支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

枚方市長

## 公表日

令和7年5月12日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	低所得者支援及び定額減税補足給付金に関する事務
②事務の概要	エネルギー・物価高騰により影響を受けた生活者への支援のため、以下の事務を行う。 (1)住民税非課税世帯等に対する給付金業務 令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯に対し、世帯あたり10万円を給付 (2)住民税祈禱割のみ課税世帯等に対する給付金業務 令和6年度に新たに住民税均等割のみ課税となる世帯に対し、世帯あたり10万円を給付 (3)低所得の子育て世帯給付金業務 上記(1)(2)の内、18歳以下の子どもを含む世帯に対し、子どもひとりあたり5万円を給付 (4)定額減税補足給付金(当初調整給付)業務 定額減税しきれないと見込まれる所得水準の納税義務者を対象に、定額減税可能額が令和6年分推計 所得税額又は令和6年度住民税所得割額を上回ると見込まれる額の合計額を1万円単位で切り上げた 額を給付 (5)低所得世帯に対する給付金業務 賃上げや年金物価スライド等で賄いきれない部分を概ねカバーすること等を目的として、非課税世帯に対 し、世帯あたり3万円、同世帯に18歳以下の子どもを含む場合は、子どもひとりあたり2万円を給付 (6)定額減税補足給付金(不足額給付)業務 当初調整給付に際し、令和6年分推計所得税額を用いて算定したことにより、令和6年分所得税及び定額 減税の実績額等が確定した後に、本来給付べき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた者につい て、その差額を給付
③システムの名称	・低所得世帯向け給付金システム(非課税世帯、均等割のみ課税世帯、子ども加算を対象) ・定額減税補足給付金向け給付金システム(当初調整給付、不足額給付を対象) ・情報提供ネットワークシステム(番号連携サーバ・中間サーバ)
2. 特定個人情報ファイル名	
公金受取口座ファイル、地方税関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、『番号法』という)第9条第1項及び別表135の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項及び第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 臨時給付金課
②所属長の役職名	臨時給付金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 TEL:072-841-1294

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市岡東町12-1 ひらかたサンプラザ1号館5階502号室 枚方市 健康福祉部 臨時給付金課 TEL:072-841-1405
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	中間サーバ内部においてマイナンバーと連携を行うために必要となるインプットデータの生成等にあたり、複数人での確認や上長による最終確認を行うなど適正な処理を行う。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ul>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ul>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ul>
判断の根拠	<p>情報提供ネットワークにより処理を行う対象者情報については、給付金システムの要否判定に加えて、事業者や担当職員等、複数による確認等を行うことで適正な抽出を行い、必要と見込まれるものみの情報連携を行うものとしている。</p>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月12日	I 1 ②	<p>令和6年度に新たに住民税均等割非課税となる世帯及び新たに住民税均等割のみ課税となる世帯、並びに定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方に対し低所得者支援及び定額減税補足給付金を支給する。</p> <p>住民基本台帳に登録のある者の世帯を対象とし、本市が有していない転入者等の課税情報と、本人が利用を希望する公金受取口座の情報を取り扱う。</p>	<p>エネルギー・物価高騰により影響を受けた生活者への支援のため、以下の事務を行う。</p> <p>(1)住民税非課税世帯等に対する給付金業務 (2)住民税均等割のみ課税世帯等に対する給付金業務 (3)低所得の子育て世帯給付金業務 (4)定額減税補足給付金(当初調整給付)業務 (5)低所得世帯に対する給付金業務 (6)定額減税補足給付金(不足額給付)業務</p> <p>上記事務の実施にあたり、『行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律』の規定に従い、支給要件の確認に必要となる税情報等や公金受取口座の情報照会に関する事務において、特定個人情報の取り扱いを行う。</p>	事後	(6)定額減税補足給付金(不足額給付)業務については、左記提出時期は事前となる。
令和7年5月12日	I 1 ③	①情報提供ネットワークシステム(口座登録・番号連携サーバ・連携ファイル関連情報を取得)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得世帯向け給付金システム(非課税世帯、均等割のみ課税世帯、子ども加算を対象)</li> <li>・定額減税補足給付金向け給付金システム(当初調整給付、不足額給付を対象)</li> <li>・情報提供ネットワークシステム(番号連携サーバ・中間サーバ)</li> </ul>	事後	
令和7年5月12日	I 2	公金受取口座ファイル	公金受取口座ファイル、地方税関係情報ファイル	事前	
令和7年5月12日	I 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項別表第1の101の項、別表第一主務省令第74条</li> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、『番号法』という)第9条第1項及び別表135の項</li> <li>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条</li> </ul>	事後	
令和7年5月12日	I 4 ②	番号法第19条第8号 別表第2 項番121	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項及び第162条	事後	